

広島市規則第 35 号

令和 7 年 3 月 31 日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和 55 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「出資法人経営改革推進室」の右に「、デジタル行政推進室」を加える。

第 4 条第 1 項中「情報システム課」を「デジタル行政推進室
「管
システム基盤課」に、

財課

庶務係を「管財課」に改め、「第四整理係」を削り、「国際化推進課」
管理係」

「国際化推進課」を「地域包括ケア推進
「国際交流係」に、「地域包括ケア推進課」を「包括支援係
多文化共生係」介護予防・認知

課

「自立支援係」を「自立支援係」に改め、「感
に、事業者指導係」事業者指導・指定係」
症支援係」

「施設部
染症対策係」を削り、
施設課」を「環境施設部」に改め、「埋立地整

備管理課」、「工務課」、「第一工務係」及び「第二工務係」を削り、

「商業振興課
調整係」を「地域産業振興課」に改め、「ビジネス支援係」を削り、

「ものづくり支援課」を「中小企業支援課」に、「産業立地推進課」を

「計画
企業誘致・創業推進課」に改め、「スタジアム建設部」を削り、
保全

「計画調整係
調整係
係」を
企画支援係
第一保全係
第二保全係」
に、
「庶務係
使用料係」を「庶務・使用料係」に改め

る。

第6条第10項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の
次に次の1号を加える。

(4) 安佐北コミュニティセンターに関すること。

第6条第14項第2号を次のように改める。

(2) 地域のデジタル化の総括に関すること。

第6条第14項第3号中「及び情報システム課」を「、デジタル行政推
進室及びシステム基盤課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の
次に次の2号を加える。

(3) 情報セキュリティ対策の総括に関すること。

(4) 情報化を推進する職員の育成に関すること。

第6条中第19項を第20項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同条第15項中「行政経営部情報システム課」を「行政経営部システム基盤課」に改め、同項第1号中「行政の情報化」を「情報システム」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項の次に次の1項を加える。

15 行政経営部デジタル行政推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政のデジタル化の総括に関すること。
- (2) 情報化施策、情報システム導入等の最適化に関すること。

第8条第5項第3号中「美術品等蓄積基金」の右に「及び広島城資料収集等基金」を加え、同項第10号中「（中央公園バス駐車場に限る。）」を削り、同条第6項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 広島サッカースタジアムに関すること。

第9条第18項第13号中「そ族こん虫」を「そ族昆虫」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 災害用井戸の登録等に関すること。

第10条第1項第1号中「子ども・子育て支援」を「こども・若者・子育て支援」に改め、同条第5項第12号を次のように改める。

- (12) 妊婦のための支援給付に関すること。

第11条第4項中「施設部施設課」を「環境施設部」に改め、同項第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 廃棄物処理施設の調査及び計画に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置、更新、長寿命化等に関すること。

(3) 廃棄物処理施設の多面的価値の創出に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(4) 廃棄物処理施設及び環境測定施設に係る工事に関すること。

(5) 廃棄物処理施設に係る大気、水質等の調査に関すること。

(6) 廃棄物処理施設のうち最終処分場の管理に関すること。

第 11 条第 4 項中第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「及び安佐北工場」を「、安佐北工場及び恵下埋立地管理事務所」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、更新及び維持管理に関する指導及び監督に関すること。

第 11 条中第 5 項及び第 6 項を削り、第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を第 6 項とし、第 9 項を第 7 項とする。

第 12 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項第 3 号中「公益社団法人広島市シルバー人材センター」を「公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター」に改め、同条第 3 項中「産業振興部商業振興課」を「産業振興部地域産業振興課」に改め、同項第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

(1) 製造業その他の地域産業の振興に関すること。

(2) 特産品の販路拡大の支援に関すること。

(3) 工業技術センターに関すること。

(4) 地域産業の国際化の推進に関すること。

第 12 条第 3 項中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を第 6 号とし、同条第 4 項中「産業振興部ものづくり支援課」を

「産業振興部中小企業支援課」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 商店街の振興その他の商業の振興に関すること。
- (2) 中小企業に対する経営の支援に関すること。
- (3) 中小企業の金融に関すること。
- (4) 中小企業団体等の育成指導に関すること。
- (5) 中小企業会館に関すること。
- (6) 西新天地公共広場に関すること。
- (7) 市道中 1 区紙屋町地下歩道 2 号線及び市道中 1 区 1 2 6 号線の管理運営等に関すること。
- (8) 広島地下街開発株式会社及び公益財団法人広島市産業振興センターに対する指導調整に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

第 1 2 条第 5 項中「産業振興部産業立地推進課」を「産業振興部企業誘致・創業推進課」に改め、同項第 1 号中「産業誘致」を「企業誘致」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 新産業の育成及び新事業の創出に関すること。
- (3) 大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）の施行に関すること。

第 1 2 条第 8 項中第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 安佐南区上安町の盛土（広島県が令和 5 年度から令和 6 年度にかけて実施した安全性把握調査により対策の必要が生じた範囲に限る。）

の規制に関すること。

第14条第8項に次の1号を加える。

(7) 中央公園広場エリアに関すること。

第14条中第9項を削り、第10項を第9項とし、同条第11項第2号中「こと」の右に「（経済観光局農林水産部農林整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第10項とし、同条第12項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築に係る基本計画の策定等の支援に関すること。

第14条中第12項を第11項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り上げる。

第15条第4項第3号中「環境局施設部の施設課及び埋立地整備管理課、」を削り、同条第6項第1号中「、環境局施設部埋立地整備管理課」を削り、「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」を「及び西風新都整備部」に改め、同項第2号中「、環境局施設部埋立地整備管理課」を削り、「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」を「及び西風新都整備部」に改め、同項第3号中「維持補修工事」の右に「（経済観光局産業振興部中小企業支援課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第6号中「環境局施設部埋立地整備管理課」を「経済観光局産業振興部中小企業支援課」に、「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」を「及び西風新都整備部」に改め、同条第8項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第9項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 中筋バスターミナル、大町バスターミナル及び上安バスターミナルの管理に關すること。

第 20 条第 1 項中「出資法人経営改革推進室」の右に「及びデジタル行政推進室」を、「青少年育成担当課長を」の右に「、環境施設部にあつては施設調整担当課長を」を加え、「、スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長を」を削る。

第 23 条第 1 項第 2 号中「復興工務係（安佐南区役所及び安佐北区役所）」を「復興工務係（安佐南区役所）」に改め、同条第 2 項中「第 24 号、第 27 号から第 31 号まで及び第 34 号」を「第 25 号、第 28 号から第 32 号まで及び第 35 号」に改め、同項地域起こし推進課の分掌事務中第 35 号を第 36 号とし、第 12 号から第 34 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 指定地域共同活動団体の指定等に関する事。

第 23 条第 2 項市民課の分掌事務第 11 号中「届出の受付」を「届出及び転入の届出の受付（転入の届出にあつては、安佐南区役所に限る。）」に改め、同条第 3 項地域支えあい課の分掌事務中第 38 号を削り、第 39 号を第 38 号とし、第 40 号から第 47 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 48 号の前に次の 1 号を加える。

- (47) 児童福祉法の規定による家庭支援事業利用支援に関する事（母子生活支援施設における子育て短期支援事業に係るものを除く。）。

第 23 条第 3 項福祉課の分掌事務第 34 号中「子ども」を「こども」に改め、同分掌事務中第 98 号を第 99 号とし、第 48 号から第 97 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 47 号の次に次の 1 号を加える。

(48) 児童福祉法の規定による家庭支援事業利用支援に関すること（母子生活支援施設における子育て短期支援事業に係るものに限る。）。

第23条第4項中「第11号」を「、第11号」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「広島駅南口地下道に係るものを」の右に「、第13号から第15号まで、第17号、第18号、第28号及び第29号に掲げる分掌事務にあつては経済観光局産業振興部中小企業支援課の所掌に属するものを」を加え、同項地域整備課の分掌事務第1号中「都市整備局の」を「都市整備局」に改め、「スタジアム建設部並びに」を削り、同条第5項地域整備課の分掌事務第1号中「環境局施設部埋立地整備管理課、」を削り、同分掌事務第5号中「（環境局施設部埋立地整備管理課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第24条第1項第35号中「子どもに」を「こどもに」に改める。

第26条第2項地域支えあい課の分掌事務中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 児童福祉法の規定による家庭支援事業利用支援に関すること（母子生活支援施設における子育て短期支援事業に係るものを除く。）。

第26条第2項福祉課の分掌事務第7号中「子ども」を「こども」に改め、同分掌事務中第52号を第53号とし、第21号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 児童福祉法の規定による家庭支援事業利用支援に関すること（母子生活支援施設における子育て短期支援事業に係るものに限る。）。

第28条第2項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第 5 3 条を次のように改める。

第 5 3 条 削除

第 5 7 条を次のように改める。

(恵下埋立地管理事務所)

第 5 7 条 恵下埋立地管理事務所を次のとおり設置する。

名称	位置
広島市恵下埋立地管理事務所	広島市佐伯区湯来町大字和田字北恵下 1 6 9 0 番地

2 恵下埋立地管理事務所においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 固形状一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入管理及び埋立処分に関する
こと。
- (2) 固形状一般廃棄物の埋立処分手数料及び産業廃棄物の埋立処分費用
の徴収に関すること。
- (3) 広島県産業廃棄物埋立税の徴収に関すること。
- (4) 恵下埋立地の施設の維持管理に関すること。

第 9 0 条の表中「環境局施設部長」を「環境局環境施設部長」に、「玖
谷埋立地管理事務所長」を「恵下埋立地管理事務所長」に、「環境局施設
部埋立地整備管理課長」を「環境局環境施設部施設調整担当課長」に改め
る。

別表の(2)の表中

「	広島市特産品等ブランド化推進審議会規則	経済観光局産業
---	---------------------	---------

（平成２５年広島市規則第３９号）の規定により、市長の諮問に応じ、特産品等のブランド化の推進に関する重要な事項を審議すること。	振興部商業振興課	を
広島市大規模小売店舗立地審議会規則（平成２５年広島市規則第４０号）の規定により、市長の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の立地に係る本市の意見等に関する事項を審議すること。		
広島市企業立地促進補助金交付審議会規則（平成２５年広島市規則第４１号）の規定により、市長の諮問に応じ、企業立地の促進に係る補助金の交付に関する重要な事項を審議すること。	経済観光局産業振興部産業立地推進課	

広島市特産品等ブランド化推進審議会規則（平成２５年広島市規則第３９号）の規定により、市長の諮問に応じ、特産品等のブランド化の推進に関する重要な事項を審議すること。	経済観光局産業振興部地域産業振興課	に
広島市大規模小売店舗立地審議会規則（平成２５年広島市規則第４０号）の規定により、市長の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法の	経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課	

規定による大規模小売店舗の立地に係る本市の意見等に関する事項を審議すること。	
広島市企業立地促進補助金交付審議会規則（平成２５年広島市規則第４１号）の規定により、市長の諮問に応じ、企業立地の促進に係る補助金の交付に関する重要な事項を審議すること。	

改める。

附 則

- この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第８条第５項第１０号の改正規定は公布の日から、第２３条第２項の改正規定（「第２４号、第２７号から第３１号まで及び第３４号」を「第２５号、第２８号から第３２号まで及び第３５号」に改める部分に限る。）及び同項地域起こし推進課の分掌事務中第３５号を第３６号とし、第１２号から第３４号までを１号ずつ繰り下げ、第１１号の次に１号を加える改正規定は同年７月１日から施行する。

- 広島市特産品等ブランド化推進審議会規則（平成２５年広島市規則第３９号）の一部を次のように改正する。

第９条中「経済観光局産業振興部商業振興課」を「経済観光局産業振興部地域産業振興課」に改める。

- 広島市大規模小売店舗立地審議会規則（平成２５年広島市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「経済観光局産業振興部商業振興課」を「経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課」に改める。

- 4 広島市企業立地促進補助金交付審議会規則（平成 25 年広島市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「経済観光局産業振興部産業立地推進課」を「経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課」に改める。

- 5 広島市役所庁内取締規則（昭和 32 年広島市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「こども青少年施策調整担当課長」の右に「、環境局環境施設部にあつては施設調整担当課長」を加え、「、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長」を削り、同項第 2 号中「こども未来局こども青少年支援部」の右に「、環境局環境施設部」を加え、「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」を「及び西風新都整備部」に改める。

- 6 広島市職員安全衛生管理規則（昭和 62 年広島市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、環境局施設部埋立地整備管理課」を削る。

別表第 1 中央卸売市場食肉市場（食肉衛生検査所を含む。）の項中「業務担当課長」の右に「又は管理担当課長」を加える。

別表第 3 環境局施設部埋立地整備管理課の項及び玖谷埋立地管理事務所の項を削り、同表環境局安佐北工場の項の次に次のように加える。

恵下埋立地管理事務所	主任
------------	----

- 7 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和 5 7 年広島市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「環境局施設部の施設課若しくは埋立地整備管理課、」を削る。

- 8 広島市職員被服貸与規則（昭和 3 2 年広島市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 7 項中「環境局施設部施設課」を「環境局環境施設部」に改める。

- 9 広島市債権管理事務取扱規則（昭和 4 1 年広島市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「こども青少年施策調整担当課長」の右に「、環境局環境施設部にあつては施設調整担当課長」を加え、「、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長」を削り、同号ア中「こども未来局こども青少年支援部」の右に「、環境局環境施設部」を加え、「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」を「及び西風新都整備部」に改める。